県費補助金に係る財産処分要領

(趣旨)

第1条 本要領は、社会福祉施設等施設整備費補助金、地域介護拠点整備補助金等、随伴 又は単独による県費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けた高齢者施設(以 下「補助財産」という。)の財産処分の承認について定める。

(承認申請)

第2条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、処分制限期間内に 補助財産を処分する場合には、様式1により申請し、知事の承認を受けなければならな い。

(包括承認)

第3条 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日老発第0417001号。以下「厚生労働省通知」という。)の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」(以下「厚生労働省承認基準」という。)第2の2の各号及び別添2「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」(以下「老健局特例基準」という。)1の各号に該当する場合であって、様式2により知事に報告があったものについては、前条の規定に関わらず、知事の承認があったものとみなす。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(承認条件)

- 第4条 厚生労働省承認基準の第3に規定する国庫納付に関する条件を付さずに承認する 場合に掲げる処分については、県への納付金に関する条件を付さずに承認する。
- 2 厚生労働省承認基準の第3の2の(3)の①に規定する再処分に関する条件を付する場合と同様のときは、前項の承認後、10年間(残りの処分期間が10年未満である場合は、当該期間)を経過するまでの間は、知事の承認を受けないで当該財産(交換の場合は、交換により得た施設等)の処分を行ってはならない条件を付して承認する。
- 3 前項の期間内に再度、財産処分をする場合、補助事業者は第2条又は前条による手続きをしなければならない。

なお、補助財産の譲渡処分を行っている場合、譲渡後の所有者を補助事業者とみなす。

- 第5条 補助財産を担保に供する処分は、厚生労働省承認基準第3の3の(1)及び(2) に掲げる場合について、抵当権が行使された際は、納付金を県に納付させることを条件 として承認する。
- 第6条 前二条以外の財産処分については、県への納付金に関する条件を付して承認する。

(納付金の額)

第7条 前二条の納付金は、厚生労働省承認基準第4の国庫を県費と読み替えて算出した 金額とする。

(承認後の変更等)

第8条 補助事業者は、財産処分の承認を得た後、承認内容と異なる処分を行う場合又は 承認に付された条件を満たすことができなくなった場合については、改めて、第2条又 は第3条に規定する手続きを行わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、厚生労働省通知による。

附則

この要領は平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成28年3月1日から適用する。